

私は、六論会を代表し、発議第 10 号日本学術会議が推薦した 105 名全員の任命を求める意見書に反対の立場で討論いたします。

日本学術会議法での第 1 条第 2 項には、日本学術会議は内閣総理大臣の所轄とすることがうたわれています。また、学術会議の会員は、第 17 条の規則で定めることにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に推薦するものとする、とあり、これに対して内閣総理大臣が任命することになります。

意見書ではあたかも学術会議そのものを独立した組織のように述べていますが、独立性がうたわれているのは、第 3 条第 1 項第 1 号での、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること及び、第 2 号の科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させることについてのみです。会員の任命に対する独立はうたわれていません。以上が反対討論の主旨です。

今回問題になっている任命拒否の理由や経緯の説明がなかったことに関しては、個別の学者について、任命を見送った理由を公表すれば、その学者の名誉を傷つける可能性があり、結果として学問の自由、さらには民主主義を脅かしかねないという懸念があり、理由を語れなかったことが想像できます。

しかし、今回のような政府と学術会議のそれぞれの一方的な判断決定には問題があり、日本学術会議の理念である科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与することを使命とすることに対し、会員の推薦者及び任命者は相互に透明性・公平性・中立性確保の上ですり合わせを行い、法の理念推進に努め国民の信頼に答えていただきたいことを申し上げ、日本学術会議が推薦した 105 名全員の任命を求める意見書に反対いたします。